

8 特別区設置に伴うコスト

基本的な考え方

- システム改修経費や庁舎整備経費などのインシヤルコスト、システム運用経費などのランニングコストを、新たに必要となる経費として試算しました。
- 庁舎整備については、各特別区域内において、既存庁舎として利用している執務室を優先的に活用します。
- 特別区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区(淀川区・天王寺区)は、不足分について現大阪市本庁舎(中之島庁舎)を活用します。
- なお、特別区の設置に際して新たな庁舎の建設は行いませんが、将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではありません。

コスト試算(総括表)

	項目	金額(億円)
インシヤルコスト	システム改修経費	182
	庁舎整備経費	46
	移転経費、街区表示変更経費等	13
	合計	241
ランニングコスト	システム運用経費等	30

※今後の社会経済情勢の変動等で、試算数値は変動

庁舎経費の負担を調整する仕組み

- 現大阪市本庁舎(中之島庁舎)を含め、庁舎を賃借する場合の各特別区の負担を調整します。(その仕組みは今後検討)
- 将来の庁舎整備に係る財政負担については、特別区設置後の最初の整備に限り、その一部について財政調整により財源を配分します。

9 特別区設置の日

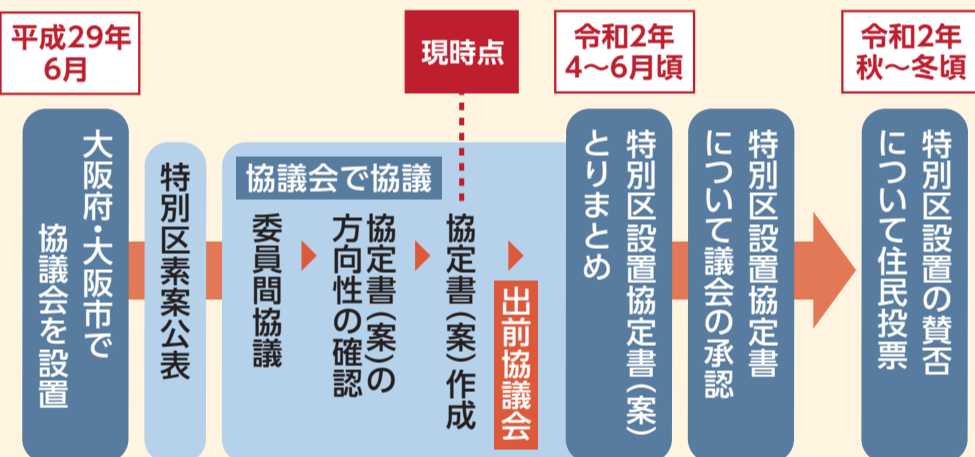
基本的な考え方

- 住民サービスを確実に提供できるように十分な準備期間を確保します。
- 住民サービス(住民対応窓口)への配慮、住民サービスの提供に欠かせないシステムを安全に移行する観点を踏まえ、4日間以上の閉庁日を確保します。

左記を踏まえ、特別区設置の日は、**2025年(令和7年)1月1日**

住民投票までの流れ

※第27回協議会会長提出資料をもとに作成



特別区の設置を最終的に決定するのは住民の皆さまです

- ◆協議会でとりまとめられた協定書が大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ、承認されれば、特別区の設置の賛否について、**大阪市民(有権者)を対象に住民投票が実施されることとなります。**
- ◆住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪市を廃止し、公選区長と区議会を置く基礎自治体として4つの特別区が設置されます。**

特別区制度案についてご意見をお聴きする「出前協議会」を開催します

- 協議会が「出前協議会」を開催します
- 協議会として決定した内容を反映した「特別区制度(案)」について、協議会の委員が住民の皆さまのご意見をお聴きします。

出席予定者 協議会会長、協議会委員(4会派(維新、自民、公明、共産)から各1名、知事、市長)

協議会当日の様子は、大阪市ホームページからご覧いただけます。



対象は大阪市内在住の方

※お住まいが確認できる書類をお持ちください

先着順 -事前申し込み不要-

※定員を超えた場合は、入場制限を行います
※開場は開会の30分前です

どの会場でも参加可能

※説明内容はどの会場でも同じです
※すべての会場で手話通訳があります

開催日時	会場	最寄駅	入場定員
4月5日(日) 14:00~16:00	淀川区民センター(淀川区野中南2-1-5)	阪急「十三」	330名
4月11日(土) 14:00~16:00	J:COM中央区民センター(中央区久太郎町1-2-27)	地下鉄「堺筋本町」	330名
4月15日(水) 19:00~21:00	阿倍野区民センター(阿倍野区阿倍野筋4-19-118)	地下鉄・阪堺上町線「阿倍野」	330名
4月18日(土) 10:00~12:00	北区民センター(北区扇町2-1-27)	地下鉄「扇町」・JR「天満」	330名

※住民投票の実施が決定した際には、協定書の内容を説明するための住民説明会が別途開催されます。

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。引き続き、「協議会だより」でもお知らせしていきます。

特別区に関するお問い合わせ窓口 副首都推進局(問い合わせ担当) TEL/06・6208・8989 FAX/06・6202・9355

大都市制度(特別区設置)協議会

検索

大都市制度(特別区設置)協議会だよりは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の方や点字版をご希望の方は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。(電話番号06-6208-8876 FAX番号06-6202-9355)